

本学職員の懲戒処分について

本日、佐賀大学は、本学において勤務時間中に公営競技のインターネット投票を行っていた技術職員を懲戒処分（停職１月）としました。

本学職員が、勤務時間中に公営競技のインターネット投票を行っていたことは、本学の社会に対する信用を著しく失墜させる非違行為であり、あってはならないことであります。

この事態を深く反省し、監督責任者に対して口頭による注意を行うとともに、今後このような行為が二度と起こらないよう服務規律の保持を徹底し、信頼の回復に努めていく所存です。

平成２６年１０月１７日

佐賀大学長
佛 淵 孝 夫